

# 保存版

令和 5 年 4 月 14 日

保護者様

京都市立東山総合支援学校  
校長 井尻 滋明

## 地震に対する非常措置について

清明の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日ごろは、本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、京都市において震度5弱以上の地震が発生した場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、災害時には、電話やメール等が集中し、ご家庭との連絡が困難になることが予想されます。学校からは可能な範囲で学校ホームページならびに京都市PTA・学校幼稚園配信メール(登録者)、スクリレ(導入後)でお知らせをさせていただきますが、災害に関する情報については、各家庭で情報収集していただきますようお願いします。

なお、この非常措置は、本校が立地する京都市東山区だけではなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

### 記

#### ◆「京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上の地震が発生した場合」

##### 1 登校前に発生した場合

(1)以下の通り、次の登校日を臨時休業とします。

- 下校後から午前0時までに発生した場合……翌日を臨時休業
  - 午前0時から登校までに発生した場合……当日を臨時休業
  - 休業日、休業日前日に発生した場合……原則として休業日明け(※)の登校日を臨時休業  
(※)休業日明け……土曜日あるいは日曜日に発生した場合、月曜日が臨時休業  
祝日に発生した場合、翌日が臨時休業  
金曜日に発生した場合、週明け月曜日が臨時休業
- ※安全が確認でき、授業を実施する場合は、ホームページや京都市PTA・学校幼稚園配信メール(登録者)、スクリレ(導入後)等により授業等を実施する旨を連絡します。  
※職場実習につきましても、原則として同じ扱いとします。実習先には学校から連絡します。

(2)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、学校ホームページや京都市PTA・学校幼稚園配信メール(登録者)、スクリレ(導入後)等により、改めて学校から連絡します。

##### 2 在校中に発生した場合

(1)直ちに臨時休業とします。

(2)下校の安全が確認できるまでは学校で待機をし、安全確認でき次第、下校します。また、下校時間を変更することがあります。帰宅後は、すぐに学校に連絡をしてください。

(東山総合支援学校 TEL:075-561-3373)

(3)不測の事態においては、保護者と連絡が取れるまで学校にとどまり、学校ホームページや京都市PTA・学校幼稚園配信メール(登録者)、スクリレ(導入後)等で「学校での待機」「外部の避難場所への移動」「保護者への引き渡し」等の対応について連絡します。

※職場実習中は、学校が実習先及び保護者と連絡を取り、必要な対応を行います。